



I. 外国平均価格調整

- 外国平均価格調整は、日本の薬価を国際的な水準とするために導入されたものである。
- 日本では様々な引下げの仕組みによって薬価が構造的に下落し続けており、特許期間中の医薬品の価格は欧米諸国の中で最も低く、ポーランド、ギリシャに比べてもさらに低い水準となっている。
- このため外国平均価格調整は、国際的新薬が日本でも発売されるよう最低限度の価格水準を保証する役割を担っており、その意義は近年ますます重要なものとなっている。
- 現行の外国価格調整制度の引き上げ調整機能は、いくつかの特定のルール（例：引き上げ調整の2倍上限、外国価格がある規格とない規格が混在している場合、外国価格がない規格の価格差をゼロとして変化率が算出される）によって弱められている。
- 日本の国内価格と外国価格の価格差をこれまで以上に拡大させるようなルール変更は容認しがたい。
- また、引上げ調整のみを制限することは受け入れなければならない。これは海外で先行して発売された新薬を不利に扱うものであり、国際的な新薬の日本での開発を阻害し、ひいてはこれらの新薬への患者のアクセスを低下させるものである。